**中学生活におけるお小遣いについての約束書**

保護者氏名（以下「甲」） と こども氏名（以下「乙」）は中学生活3年間における月々のお小遣いについて、以下の通り約束する。

第1条（はじめに）

1．甲が乙に渡すお小遣いは、甲が働いて得た賃金が原資となっていることを忘れず、大切に使用して下さい。

2．乙はお小遣いをもらうにあたり、積極的にお手伝いを行うなど、○○家の一員として家庭に貢献するよう努めて下さい。

第2条（狙い）

1．甲は、このお小遣いの渡し方を通して、「複利の仕組みを学ぶこと」「投資・消費・浪費の区別をつけること」ならびに「効率的な投資で最大限のリターンを得る方法について考えること」を乙に期待しています。

2．「○○円以上貯まった分は預金口座に移す」「人のために使うお金は別に管理する」「毎月○○円は貯金にまわす」「欲しいもの貯金をして貯まったら気持ちよく使う」など、お小遣いの使い方や貯め方について自分なりのルールを作り、お金を上手に管理できるようになっていって下さい。

第3条（月々のお小遣いの金額）

1．月々のお小遣いの金額は、各月末日時点での残高に、甲が定めた通常月の利率を乗じた金額とします。

2．前項の利率はお小遣い残高、甲の懐事情、乙のお小遣いの使い道等を勘案し、毎年3月中に決定し、原則として当年4月分～翌年3月分まで適用します。

3．1項にかかわらず、乙が各月1日から末日までの1ヶ月間に「投資」として使用した金額が、甲が定める一定の金額以上であった場合には、翌月のお小遣いは、別途定めた1項よりも有利な利率を乗じて得た金額とします。

4．1項および3項の利率、その他詳細ルールについては別紙にて説明します。

第4条（お小遣いの渡し方）

1．乙は、毎月月末日以降に「お小遣い帳」「現金残高」ならびに「通帳残高」を甲に提示し、翌月のお小遣いの計算基礎となる金額の確認を受けて下さい。

2．前項の確認は、毎月15日までには行うこととし、15日までに乙からの提示がなかった場合にはその月のお小遣いはなしとします。

3．甲は、1項の確認を行った際は、速やかにお小遣いの額を計算し、その翌日から起算して3営業日以内に乙にお小遣いを渡します。

4．甲は、3項に規定した日を過ぎてもお小遣いを渡せない場合は、1日につき当月のお小遣い額の10％の遅延金を加算して渡します。

第5条（お小遣いの使用）

1．乙は、以下のものを除き、嗜好品、学用品問わず日常生活において「購入したい」と思うものは原則として全てお小遣いの中から捻出するものとします。

　 ① 学費、月謝、定期代

　 ② 学校または習い事先から直接請求のくるもの

　 ③ 学校または習い事で使用する高額な必要品であって甲が購入を認めたもの

④ 交通費

⑤ 美容院代

⑥ 服飾品代

⑦ 携帯利用料金

⑧ 映画、美術館等およびコンサートのチケット代

⑨ 家庭内で一括して購入する消耗品等

　 ⑩ その他甲が購入を申し出たもの

2．お小遣いの使用先は、原則として乙が自由に決めて構いません。ただし、お金は便利なものである反面、トラブルの原因になりやすいものです。自分自身と周囲の大切な人を守るために次の各号に定める行為についてはしないで下さい。

 ① 友人間でのお金の貸し借り

② インターネット上での物品等の購入

③ 月々のお小遣い額を超える金額の物品等の購入

④ その他、乙が使用に際し少しでも不安を抱く行為

3．やむを得ない事情により、前項各号に定める行為を行おうとする場合には、必ず事前に甲に相談して下さい。事後報告は一切認めません。

4．前項にかかわらず、2項3号に規定する物品であって、明らかに投資に分類されるものについては、自由に購入して構いません。なお、投資か否かについては第6条を参考にし、判断して下さい。

第6条（投資対象）

1．乙が購入する以下のものは、原則として投資として認めます。ただし、投資か否かについて、甲と乙の間で見解が分かれたときは、乙の主張を聞いた上で、甲が最終的に判断をします。

① 学用品、問題集、参考書等

② 乙がより良く学ぶために必要なもの

③ 乙が将来を考える上でためになるもの

④ 乙にとって感動したり、心を動かされたり、深く何かを考えるきっかけとなるもの

⑤ 乙の視野を広げるもの

 ⑥ 乙の興味を追究するために必要なもの

⑦ その他、前各号に準ずるものとして甲が認めたもの

2．投資か否かについて、甲と乙の間で見解が分かれたものについては、前項各号に該当すると認められたものであっても、甲の判断により、購入金額の一部のみを投資金額として算入する場合があります。

第7条（記帳）

1．乙が記帳するお小遣い帳は、自由形式とします。

2．お小遣い帳の残高は、現金および通帳の合計残高と合致している必要がありますが、使用明細をどこまで細かく記入するかについては、プライバシー保護の観点から、甲は細かく内容を聴取したり指示をしたりはせず、基本的には乙を信用して一任します。

3．前項にかかわらず、第3条3項の規定を適用するため、乙は「投資」に使用した金額については、明細にその旨および使用目的が分かるよう明記して下さい。

4．「使途不明金」は原則として認めませんが、やむを得ない場合は甲に相談し、甲が認めた場合には残高確認に応じるものとします。

第8条（試験結果連動型ボーナス）

1．月々のお小遣いとは別に、別途定めた方法により、試験結果等に連動したボーナスを支給します。

2．前項のボーナス分は、評価が決定した翌月のお小遣い受け渡し日にあわせて支給します。

3．1項で対象とする試験は、原則として中間・期末試験とします。その他の試験および日常的に行われる小テスト等は単独評価項目としての試験の対象とはしません。ただし、具体的にどの試験を対象とするか等については、学校の様子を確認しながら甲と乙が協議して決めていくものとします。

第9条（バースデーボーナス）

1．月々のお小遣いとは別に、乙の誕生月○月分のお小遣いは1,000円を上乗せします。

第10条（罰則）

1．乙が、○○家の一員として行うべきお手伝いを「頼まれてもやらない」「やったけれど精度が著しく低く雑」など、甲が何度注意しても改悛の余地がなく、目に余る行為が続いた場合には、翌月のお小遣いはなしとします。

2．乙が記帳したお小遣い帳の内容に、故意による改ざんがあった場合、または投資額について虚偽の申告があった場合には、改ざんまたは虚偽の申告が発覚した日の属する月の翌月以後3ヶ月間のお小遣いはなしとします。

3．乙が有利な利率の適用を受けることを目的として、投資と称して実際には必要のない物品を購入し、申告していた場合には、当該月は通常月の利率であったものとして再計算を行い、再計算の結果生じた差額に、50％の罰則金を上乗せした合計額を返金してもらいます。

4．その他、各条にて定めた約束事が守られていない事実が判明した場合には、前各項に準じた罰則を与えることがあります。

第11条（雑則）

1．この約束書に記載のない事象が起きたときは、都度甲が対応策を提示し、原則として乙にはそれに従ってもらうものとします。

2．前項により甲が提示する対応策は、合理的な理由なく乙に著しく不利益なものとならないよう配慮します。

3．甲の機嫌や気まぐれにより、一時的にこの約束書より乙に有利な対応をとることはありますが、それをもってこの約束書の内容自体が変更になるわけではありません。

第12条（有効期間）

1．この約束書の有効期間は、XXXX年4月1日から1年間とします。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲、乙いずれからも内容の見直しについて申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長します。ただし、この場合においても、有効期間は最大でXXXX年3月31日までの3年間とします。

年　　月　　　日

甲

乙

この約束書は甲乙双方がいつでも自由に閲覧できる場所に保管するものとします。